

令和5年度 第4回神戸市就学・教育支援委員会 次第

令和6年2月15日(木) 15:00～
神戸市総合教育センター701号室

1. 開会

2. 議事内容

(1) 視覚障害教育部会報告 **【資料1】**

(2) 特別支援教育相談センター 状況報告 **【資料2】**

(3) 令和6年度 特別支援学校への新入学・転入学の報告

(4) 通級による指導を受ける児童生徒の報告

(5) 校内支援委員会「判断報告書」の検討について

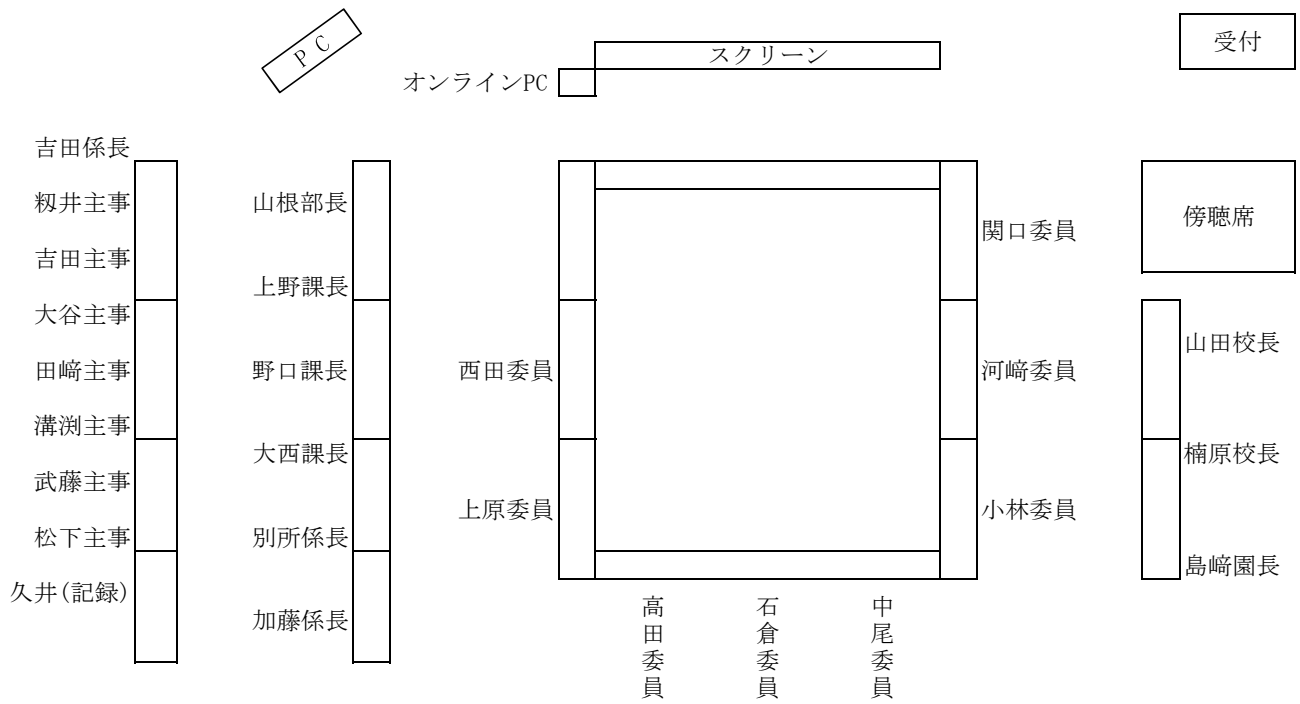
- ・校内支援委員会 判断報告一覧
- ・校内支援委員会「判断報告書」

(6) その他

3. 事務連絡

令和5年度 第4回神戸市就学・教育支援委員会 座席表

R6.2.15
KEC701号室



令和5年度 神戸市就学・教育支援委員会 委員等一覧

	名前	所属等	専門等
委員	石倉 健二	兵庫教育大学大学院 学校教育研究科教授	発達心理
	中尾 繁樹	関西国際大学 教育学部学部長	教育心理
	小林 大介	兵庫県立こども病院 整形外科部長	整形外科
	上原 奈津美	神戸大学医学部附属病院 耳鼻咽喉科助教	耳鼻咽喉科
	高田 哲	こども家庭局 総合療育センター 診療担当部長	小児科
	中西 裕子	神戸大学医学部附属病院 眼科准教授	眼科
	河崎 洋子	神戸医療福祉センターにこにこハウス施設長	小児神経科
	関口 典子	兵庫県立こども病院 精神神経科部長	児童精神科
	西田 和子	学校法人誠昭学園 キックオフ チャイルド・ケアセンター 児童発達支援管理責任者	言語聴覚士
	二宮 啓子	神戸市看護大学 学長補佐	小児看護学
	大前 稔	魚崎中学校長(中学校教育実践研修特別支援教育グループ)	
	山田 義明	高羽小学校長(小学校教育実践研修特別支援教育グループ)	
	楠原 薫	青陽灘高等支援学校長(特別支援学校校長会)	
	島崎 昭枝	からと幼稚園長(幼稚園教育実践研修特別支援教育グループ)	
事務局	山根 拓生	教育委員会事務局 学校教育部長	
	上野 昌稔	教育委員会事務局 特別支援教育課長	
	野口 千晶	教育委員会事務局 特別支援教育課 課長	
	大西 道代	教育委員会事務局 特別支援教育課 課長 特別支援教育相談センター長	
	別所 慎太郎	教育委員会事務局 特別支援教育課 管理係長	
	吉田 泰宏	教育委員会事務局 特別支援教育課 推進係長	
	加藤 剛志	教育委員会事務局 特別支援教育課 係長	特別支援教育相談センター
	靱井 雄太	教育委員会事務局 特別支援教育課 指導主事	視覚障害、東灘区・灘区担当
	吉田 真由美	教育委員会事務局 特別支援教育課 指導主事	LD・ADHD、中央区・兵庫区担当
	大谷 芳樹	教育委員会事務局 特別支援教育課 指導主事	知的障害、北区担当
	溝渕 宗章	教育委員会事務局 特別支援教育課 指導主事	自閉症・情緒障害、須磨区担当
	田崎 裕介	教育委員会事務局 特別支援教育課 指導主事	肢体不自由、長田区担当、学校園医療的ケア
	武藤 愛	教育委員会事務局 特別支援教育課 指導主事	言語・聴覚障害、難聴教育、垂水区担当
松下 岳人	教育委員会事務局 特別支援教育課 指導主事	病弱・身体虚弱、西区担当	

視覚障害教育部会報告

令和5年6月1日に開催された「神戸市就学・教育支援委員会」にて、今後の盲学校のあり方や、視覚障害教育の方向性を考えていくため「視覚障害教育部会」を設置することとし、令和5年10月30日～令和6年2月5日まで、計3回の部会を開催し、適切な学びの場について、以下の意見をいただいた。

(1) 集団での学びの場

児童生徒・保護者のニーズに応じた集団での学びの環境をつくるため、下記のような学びの場を選択できる環境を整えること。

- ①地域の小中学校（視覚障害の特別支援学級）
- ②視覚障害教育に特化した学びの環境
- ③知的障害部門のある特別支援学校に併置

(2) 教員の専門性の確保

地域の小中学校で学ぶ場合は、市立盲学校と同じ質の教育が担保できるよう、教員を育てる仕組みの構築が必要と考える。

教員の専門性の継続的な確保や家族同士のつながりの場を提供していくために、ひとみ教室のような視覚障害教育におけるセンター的機能の拡充・充実の検討が必要。また、センター的機能の拡充・充実を図るにあたっては、例えば、市立盲学校の教職員のような経験豊富な人材を積極的に活用し、知識・経験の共有が必要と考える。

(3) 学校内の環境整備

子どもたちが地域の小中学校や特別支援学校で安心して学んでいくためには、視覚障害の特性に応じたハード面や備品等の対応や、児童生徒の特性に応じたカリキュラムの検討が必要と考える。

(4) 就学前を含めた家族同士の連携

児童生徒や保護者が、同じ悩みや思いを共有、共感する場の確保も必要である。また、視覚障害の子を持つ親同士のつながり等も大事である。

ひとみ教室のような視覚障害教育におけるセンター的機能の拡充・充実によって、家族同士のつながりの場を提供していくほか、関係部局とも連携することで、就学前の視覚障害の子どもと家族の状況を速やかに把握し、そのうえで、子どもだけでなく、親同士のつながりの場の確保が必要と考える。

1. 視覚障害教育を取り巻く現状について

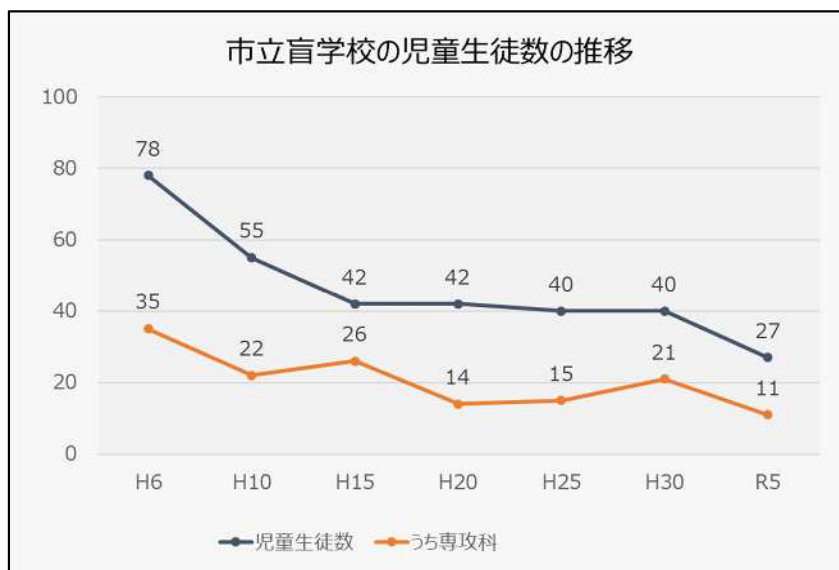
(1) 視覚障害者数の推移

- ・市内在住の身体障害者手帳（視覚）の所持者数は年々逡減している（平成 28 年度：5,998 人→令和 4 年度：5,667 人 約△5.5%）。
- ・特に、18 歳未満の身体障害者手帳（視覚）の所持者数は年々減少しており、令和 4 年度（32 人）の手帳所持者数は、平成 28 年度（47 人）と比較すると 3 分の 2 程度まで減少している。



(2) 市立盲学校について

- ・市立盲学校の児童生徒数は年々減少しており、令和5年度（27人）の児童生徒数は、平成6年度（78人）と比較すると3分の1程度まで減少している（なお、令和6年度は25人を見込んでいる）。
- ・同様に、専攻科についても生徒数は年々減少しており、令和5年度（11人）の生徒数は、平成6年度（35人）と比較すると3分の1程度まで減少している。

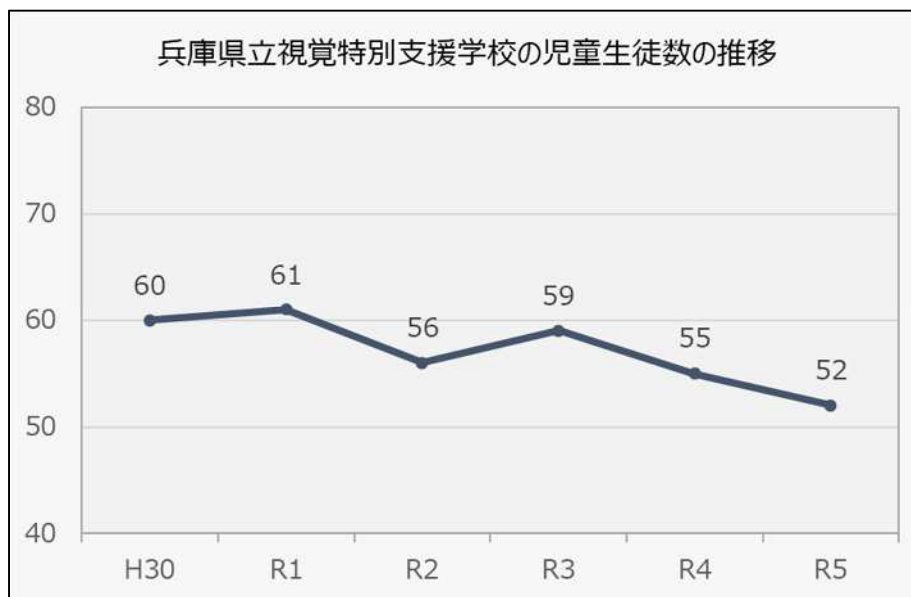


令和5年度市立盲学校児童生徒数内訳（人） 令和5年5月1日時点

幼児	小学部						中学部			高等部												合計
										本科						専攻科						
										普通科			保健医療科			療養科			保健療養科			
1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年	1年	2年	3年	1年	2年	3年	1年	2年	3年					
1																						
		1	2		1	2	2	1			4	1		1		4	1		5	1		
	6						3			5			1			5			6			27

(3) 県立視覚特別支援学校について

- ・ 県立視覚特別支援学校の児童生徒数は、平成 30 年度（60 人）と令和 5 年度（52 人）を比較すると 15%程度減少している。
- ・ また、県内においては、平成 21 年 3 月をもって県立淡路視覚特別支援学校が閉校となり、県立視覚特別支援学校は現状の 1 校となっている。



(参 考) 市内学齢期の全体の児童・生徒数（人口）〔実績〕(2014 年～2023 年)

	年度									
	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
7	12,998	13,266	13,057	13,133	12,742	12,558	12,205	12,324	11,944	11,744
8	13,234	13,006	13,287	13,058	13,154	12,759	12,574	12,180	12,319	11,925
9	12,914	13,260	13,057	13,274	13,057	13,161	12,769	12,557	12,191	12,354
10	12,958	12,927	13,290	13,078	13,332	13,082	13,217	12,758	12,566	12,203
11	13,447	13,006	12,929	13,308	13,099	13,346	13,121	13,237	12,784	12,605
12	13,756	13,446	13,051	12,931	13,349	13,122	13,369	13,152	13,225	12,803
13	13,502	13,806	13,498	13,068	12,952	13,374	13,167	13,360	13,169	13,231
14	13,717	13,503	13,773	13,506	13,066	12,925	13,397	13,160	13,341	13,183
15	13,917	13,737	13,498	13,774	13,513	13,079	12,913	13,396	13,167	13,367
16	14,294	13,925	13,761	13,527	13,770	13,493	13,106	12,916	13,365	13,181
17	13,969	14,270	13,901	13,746	13,494	13,739	13,462	13,040	12,891	13,348
18	13,932	14,160	14,465	14,085	13,958	13,673	13,836	13,576	13,166	13,003
総計	188,930	188,414	187,376	185,733	184,117	182,783	181,505	179,374	177,211	174,676

2. 部会での主な意見

(1) 集団での学びの場について

- ・子どもの数が少なくなると、同じ年代の子どもたちと交流することができない。子どもは同世代の子供と触れ合いながら学び発達していくが、その機会を持ってないことが問題。
- ・これからは、盲学校への進学だけでなく、色々な選択肢を考えていくべきであると思う。ただ、選択肢によっては親同士のつながりがなくなることや、背伸びをしてつぶれてしまうことも考えられるため、しっかりと考えていくべき。
- ・学びの場の選択において、複数の選択肢があることは大切であり、その選択肢として、地域の小中学校の特別支援学級や、あるいは特別支援学校など、様々な選択肢が用意できればよい。
- ・神戸市には、市立盲学校と県立視覚特別支援学校があり、設置学部・学科も同じである。そのような神戸市の環境を利用して、様々な選択肢を増やしていくことが大事。
- ・同級生をはじめとした地域（集団）での学びの場というのは、子ども自身が刺激を受けることや、社会性の醸成という点において有効。
- ・市立盲学校は単一障害の児童生徒が多いようであるが、他の障害と視覚障害を併せ有する方も一定の割合でいらっしゃるため、重複障害の方へも手厚くサポートしていくべきである。
- ・幼稚園の入園前においても、視覚障害のある幼児の保護者から、地域の幼稚園に通ってみたいという声を聞くことがある。
- ・兵庫県の視覚特別支援学校の在籍数は減少傾向で、平成 21 年には県立淡路視覚特別支援学校が閉校したが、それ以降も減少している。
- ・地域校では、障害に関係なく自然に接している様子がうかがえる。視覚障害であっても、地域校で学ぶ有効性はあると思う。
- ・同世代の子どもがほとんどいないという環境自体は、必ずしも子どもたちにとってプラスではないと思う。
- ・集団での学びの場の必要性は、誰もが思っていることだと思う。盲学校の在籍数が減少している状況において、保護者が多様な学びの場を求めていることも事実であると思う。
- ・少しでも保護者の思いに寄り添った支援を提供できるよう、整備をしていく必要がある。
- ・視覚障害教育については、現在の在籍数等を踏まえ、考えないといけない時点になっている。

(2) 教員の専門性の確保について

- ・（視察を通じて）地域に受け入れられて一緒に過ごすことはとてもよいと思うが、盲学校の必要性や、視覚障害教育の専門性の大切さを改めて感じた。
- ・（視察を通じて）授業の様子を見学したが、間違った理解をしたまま、授業を終了してしまうこともあると感じ、学ぶというより、時間を共有しているという印象を受けた。
- ・視覚障害教育は、盲学校でしかできないことがまだまだある。地域校には課題がたくさん

んあると思うため、十分な支援が必要である。

- ・今後、地域で学ぶことも大切だと思うが、色々な方が専門性を勉強して、受け入れていかないといけない。
- ・各地域校で学ぶことになると、これまでと同じ質の教育を担保できるよう、教員を育てる仕組みを構築しておくことが必要。
- ・盲学校の機能や、専門性のある教員をどう活かしていくのかを考えながら、あり方を考えていくべき。
- ・単一の視覚障害教育は以前から確立されているが、視覚障害とその他の障害を併せ有する子どもに対する教育が重要だと思う。
- ・視覚障害においては、重複障害の子どもが多くなっているため、必要な知識がかなり複雑な状況である。教育委員会がそのあたりをサポートできる手立てがあるとよい。
- ・今後実践研修等において、センター的機能を活用しながら、教員の質を高め、受け入れる体制を整えることが大切だと思う。
- ・学校を卒業後に、就労をサポートできる仕組みも必要。今は学校がその機能を担っていると思うが、子どもの選択の幅を広げるためには、国立の神戸視力障害センター等との連携もこれから一層していかないといけない。
- ・現在の視覚障害者は、色々な職種に就く方や、大学へ進学する方も増えてとてもよいことだと思うが、視覚障害者にとって一番の仕事だと言われている、あん摩マッサージ指圧師やはり師、きゅう師は継続してほしい。
- ・安易にインクルーシブ教育ということだけで進めると、専門的なサポートや教育ができるのか懸念される。専門的な人材の活用や、学校の施設整備、予算の確保なども必要になる。集約させるほうが少ない人員で対応でき、専門性も高まると思う。
- ・神戸市内には県立視覚特別支援学校もあり、今後検討していく地域校、知的障害部門がある他の特別支援学校との併置など、どの選択肢にもメリット・デメリットがあるが、いずれにしても、センター的機能の強化は必要である。

(3) 学校内の環境整備について

- ・(地域校において) 拡大教科書だけではなく、展示の指導が必要になってくるなど、特別な指導ができる教員の専門性が欠かせない。
- ・早い年齢から IT を使うことができれば、他校とのやり取りや、同年代の子どもたちとの交流もスムーズにできると思う。
- ・(視察を通じて) 大阪府の公立小学校は、地域校のインクルーシブな環境で児童を受け入れるために、施設やハード面等でしっかりと準備をされている。
- ・教員の配慮や子ども同士のサポート体制などにおいて、特別な意識ではなく、児童生徒のことをみんなで考えているという雰囲気があればよい。
- ・地域校に視覚障害の特別支援学級があれば、保護者も選択することができてよいと思うが、点字指導ができる教員がいない等、現状のままでは難しいと思う。
- ・大学教育において視覚障害者の可能性は広がっている。そのためには、小学校などにお

いて早く点字を覚えることが必要である。

(4) 就学前を含めた家族同士の連携について

- ・児童生徒や保護者が、同じ悩みや思いを共有、共感する場の確保も必要。
- ・地域の学校で学ぶには、教員の専門性の確保や環境整備だけでなく、視覚障害の子を持つ親同士のつながり等の課題もある。家族を含んだ視点で、家族単位で様々な場で支えて、育むことが大切。
- ・家庭の教育力を高めると学校教育がやりやすくなる。そのためには、家族を大事する、家族支援が重要である。家族と各関係機関が連携して、生まれてから成長するまで見守ることができればよいと思う。
- ・選択肢を増やした場合に、専門的な知識・経験のある教員の確保や、次世代の人材育成をどうするのか。また、同じ障害のある子ども同士のつながりや、保護者が気持ちを共感し、共有するネットワークの構築など課題もある。
- ・聴覚障害のある幼児の場合は、地域の園に通いながら療育センターにも通う、並行通園を利用されている。視覚障害でもそのような仕組みをつくっていく必要があると思う。
- ・地域の保健師は早期に子どもの状態を把握できるため、関係機関が早い段階からつながりを持てるよう、ネットワークの在り方も見直していく必要がある。
- ・医療機関で視覚障害の診断を受けたら、すぐにそれに合わせた教育を始めると、その成果が出ると言われている。そのための準備と、教員の養成が必要だと思う。
- ・児童生徒数が減っている状況の中、学校ベースだけで考えるのではなく、家族単位で考え、保護者・福祉・教育が、継続して連携することができると、視覚障害教育が伸びていくと考える。

神戸市就学・教育支援委員会

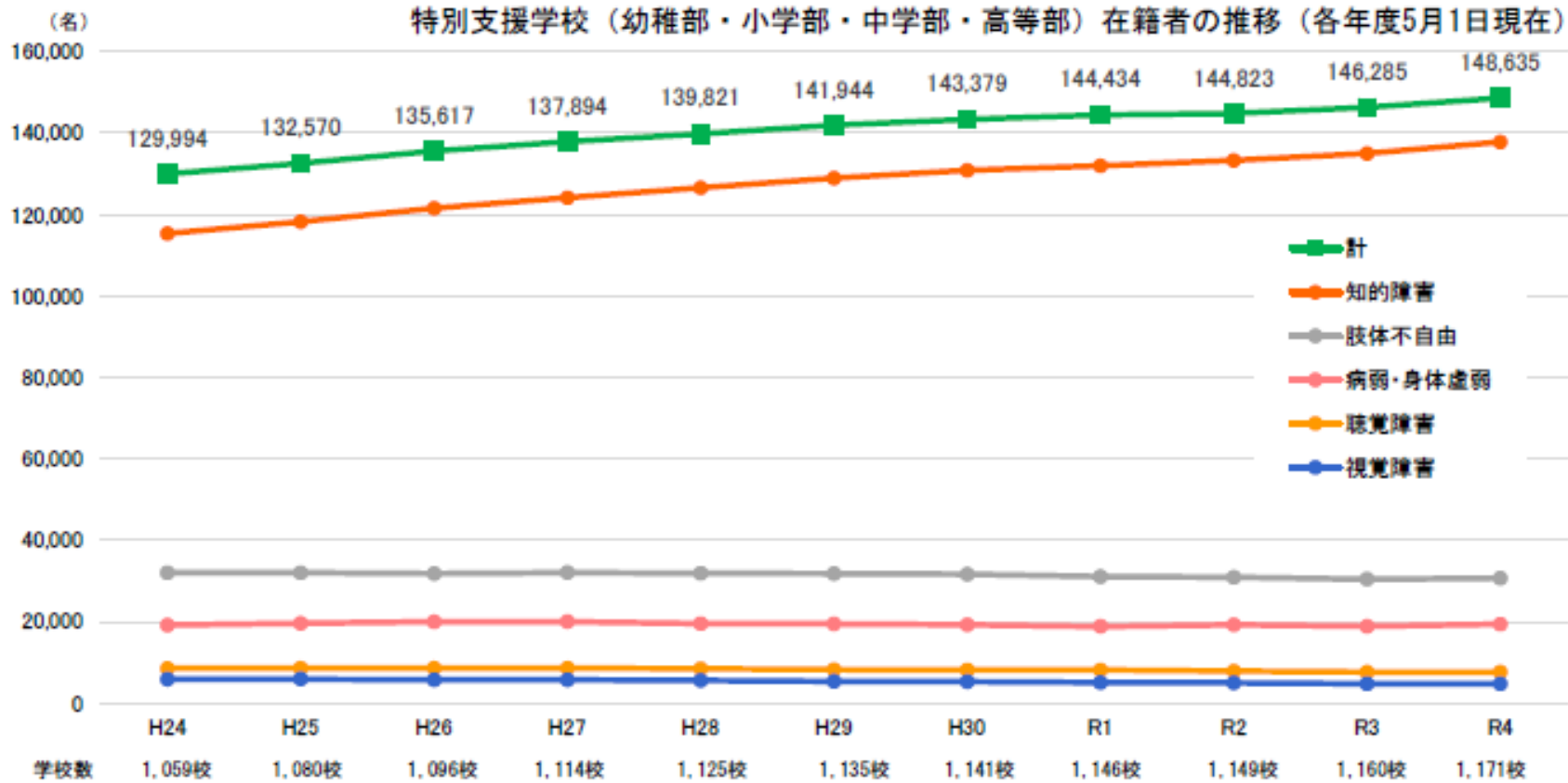
第1回視覚障害教育部会 資料

令和5年10月30日

神戸市教育委員会事務局
学校教育部特別支援教育課



1. 特別支援学校の幼児児童生徒数・学校数の推移（全国）



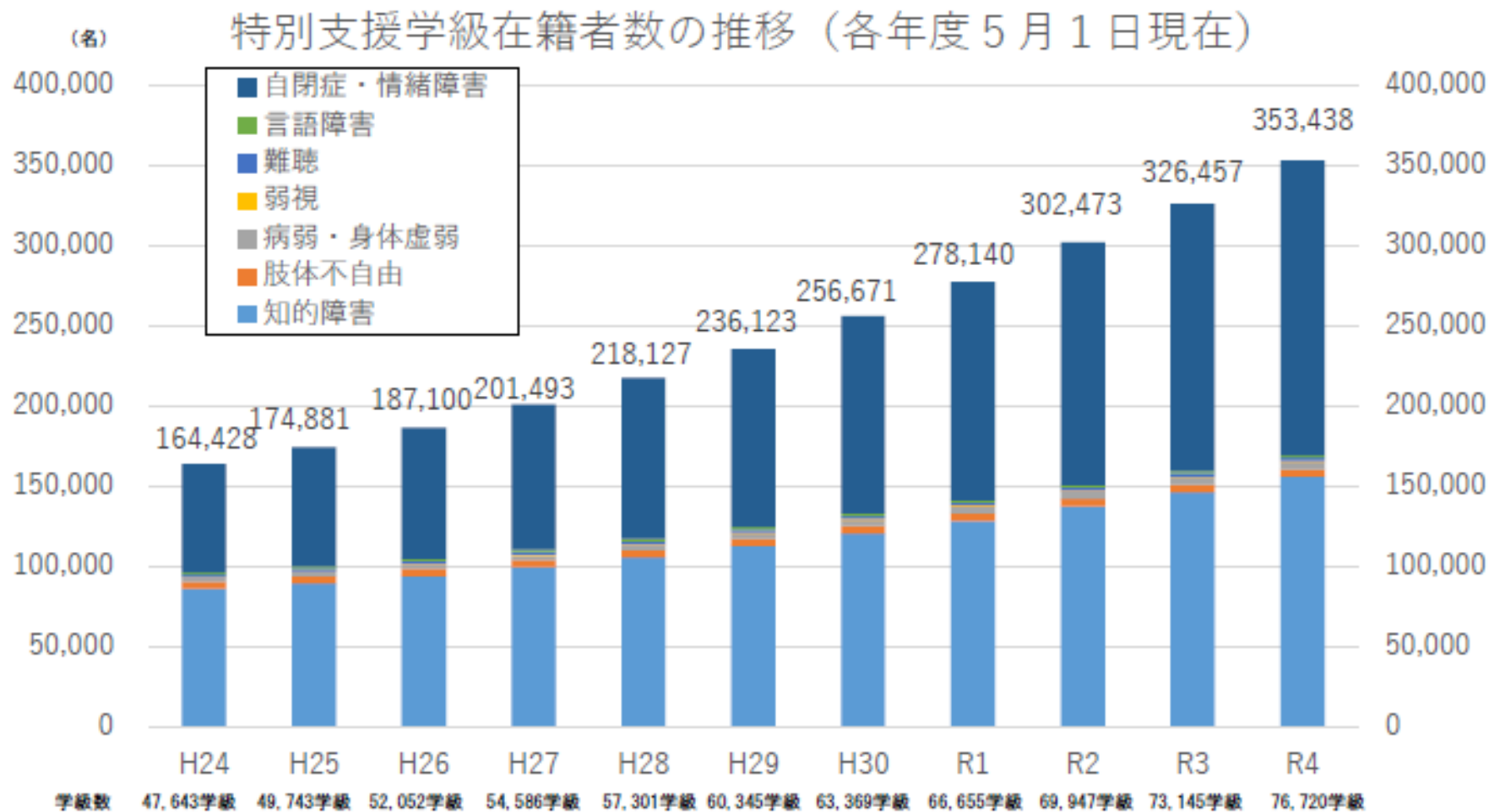
【令和4年度の状況】

	視覚障害	聴覚障害	知的障害	肢体不自由	病弱・身体虚弱	計
学校数	82	118	814	357	153	1,524
在籍者数	4,764	7,623	137,801	30,705	19,360	200,253
学級数	2,049	2,768	32,601	12,196	7,695	57,309

※上記表は、平成19年度より、複数の障害種に対応できる特別支援学校制度へ転換したため、複数の障害に対応する学校及び複数の障害を有する者については、それぞれの障害種に集計している。このため、学校数及び在籍者数のグラフと表の数値は一致しない。

（出典）文部科学省 R5特別支援教育の充実について

2. 特別支援学級の児童生徒数・学級数（全国）



【令和4年度の状況】

	知的障害	肢体不自由	病弱・身体虚弱	弱視	難聴	言語障害	自閉症・情緒障害	計
学級数	32,432	3,159	2,968	558	1,401	687	35,515	76,720
在籍者数	156,661	4,539	4,706	638	1,945	1,331	183,618	353,438

（出典）文部科学省 R5特別支援教育の充実について

3. 障害のある子供の学ぶ場について（神戸市）

特別支援学校

視覚障害 知的障害 病弱・身体虚弱 聴覚障害 肢体不自由

	平成25年	令和5年	比率（倍）
神戸市	869人	1,252人	1.4



※各年度5月1日現在

小学校・中学校（特別支援学級）

視覚障害 知的障害 病弱・身体虚弱 聴覚障害 肢体不自由 自閉症・情緒障害

	平成25年	令和5年	比率（倍）
神戸市	1,420人	2,509人	1.8



※各年度5月1日時点現在



4. 視覚障害について

視覚障害とは・・・

- 視機能の永続的な低下により、学習や生活に支障がある状態をいい、学習では、動作の模倣、文字の読み書き、事物の確認の困難等がある。
- 生活では、単独で移動することや相手の意図や感情の変化を読み取ったりすることが難しい等がある。



4. 視覚障害について

特別支援学校における教育的対応

- 特別支援学校（視覚障害）には、一般的に小学部、中学部及び高等部が設置され、一貫した教育を実施。
- 各教科及び自立活動の指導に当たっては、子供一人一人の実態等に即した個別の指導計画を作成し、指導。
- 高等部を設置している学校では、普通教育を主とする普通科及び専門教育を主として行う学科を設置し、自立と社会参加に必要な知識や技能の習得を目指した指導を実施。

<障害の程度>

両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの（学校教育法施行令第22条の3）



4. 視覚障害について

特別支援学級における教育的対応

- 各教科等の指導に当たっては、子供一人一人の障害の状態等を考慮し、教材・教具の開発・工夫を行ったり、個別指導やグループ指導といった授業形態を取り入れている。
- また子供一人一人の障害の状態や学習状況等に応じて、通常の学級の子供と交流及び共同学習を行い、教科学習を効果的に進めたり、社会性や集団への参加能力を高めたりするための指導を実施。
- 多くの学級では、子供が可能な限り自らの力で学校生活を送れるよう、遮光カーテンや調光できる照明を設置したり、拡大読書器を配置したりするなどの施設・設備の整備や工夫をしている。

<障害の程度>

拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもの



5. 神戸市の小・中学校における教育的対応

視覚障害のある児童生徒に対して、拡大教科書に加え、以下のような配慮を行っている。

学習活動の配慮について

- 時間割等を大きく表示。
- 読み聞かせの時は、プロジェクターに投影。
- 座席は、一番見やすい位置に固定している。
- 板書の際には、事前にプリントを渡す。
- 聴覚を使ったゲーム等、他の児童生徒と同じように楽しめる活動を取り入れる。
- 斜面台や、持参のライトを使用。
- 楽譜に音階を書いたり、教科書やノートには、蛍光ペンで線を引いて分かりやすくしている。
- 書画カメラで見本を写す際には、フェルトペンで見やすい太さにしたり、見やすい大きさの見本を用意。
- 学習プリントは、拡大したものや、白黒反転のプリントを使用。

学校生活の配慮について

- 靴箱やランドセルロッカーの場所が分かるように、色画用紙や色テープなどで目立たせている。
- 危ないものは取り除き、角が危ないものには、けが防止保護テープをつけている。
- 給食は、黒色の食器を利用し、食べ物や残りがわかりやすいようにしている。
- 階段は、通行する場所に矢印をつけたり、初めて使用する階段では、教員が補助している。また、手すりの使用を促している。

(参考) 拡大教科書の利用児童・生徒数

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
小学校	11人	5人	6人	7人	5人
中学校	6人	7人	6人	3人	3人
合計	17人	12人	12人	10人	8人



6. 市立盲学校について

- 対象 神戸市に在住する幼児児童生徒
- 設置学部 幼稚部・小学部・中学部・高等部

幼稚部・小学部・中学部・高等部普通科

普通校に準ずる教育に加え、点字の勉強や日常生活指導など視覚障害の困難を改善・克服するための「自立活動」を実施。

高等部専攻科

高校卒業資格を有する生徒に対し、「あんまマッサージ指圧師」等の資格取得を目指す専門教育を実施。

(参考) 令和5年度市立盲学校児童生徒数内訳 (人)

幼児	小学部						中学部			高等部												合計	
										本科						専攻科							
										普通科			保健理療科			理療科			保健理療科				
1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年	1年	2年	3年	1年	2年	3年	1年	2年	3年	27					
1		1	2		1	2	2	1			4	1		1		4	1			5	1		27
	6						3			5			1			5			6				



市立盲学校 (S14開校、S63現校舎完成)
 (神戸市中央区東川崎町)
 市内全域 (視/幼・小・中・高(本科・専攻科))
 校舎面積 (4,629㎡) 運動場面積 (2,530㎡)
 屋内プール、エレベーター等の設備有

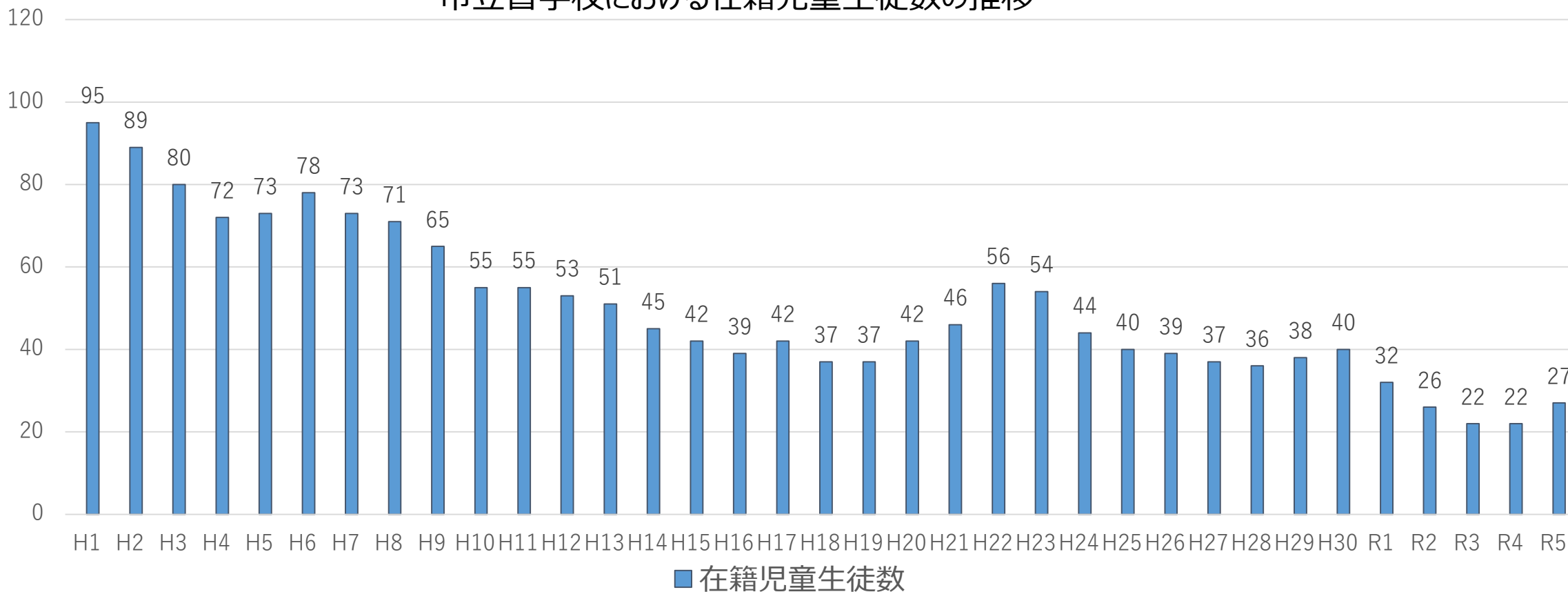


7. 市立盲学校における在籍児童生徒数の推移

- 国全体として少子化の傾向にあることに加え、医学の進歩による視覚障害児の発生率の低下。
- インクルーシブ教育の浸透が進み、地域の小中学校へ児童生徒が流れている傾向にある。

(人)

市立盲学校における在籍児童生徒数の推移

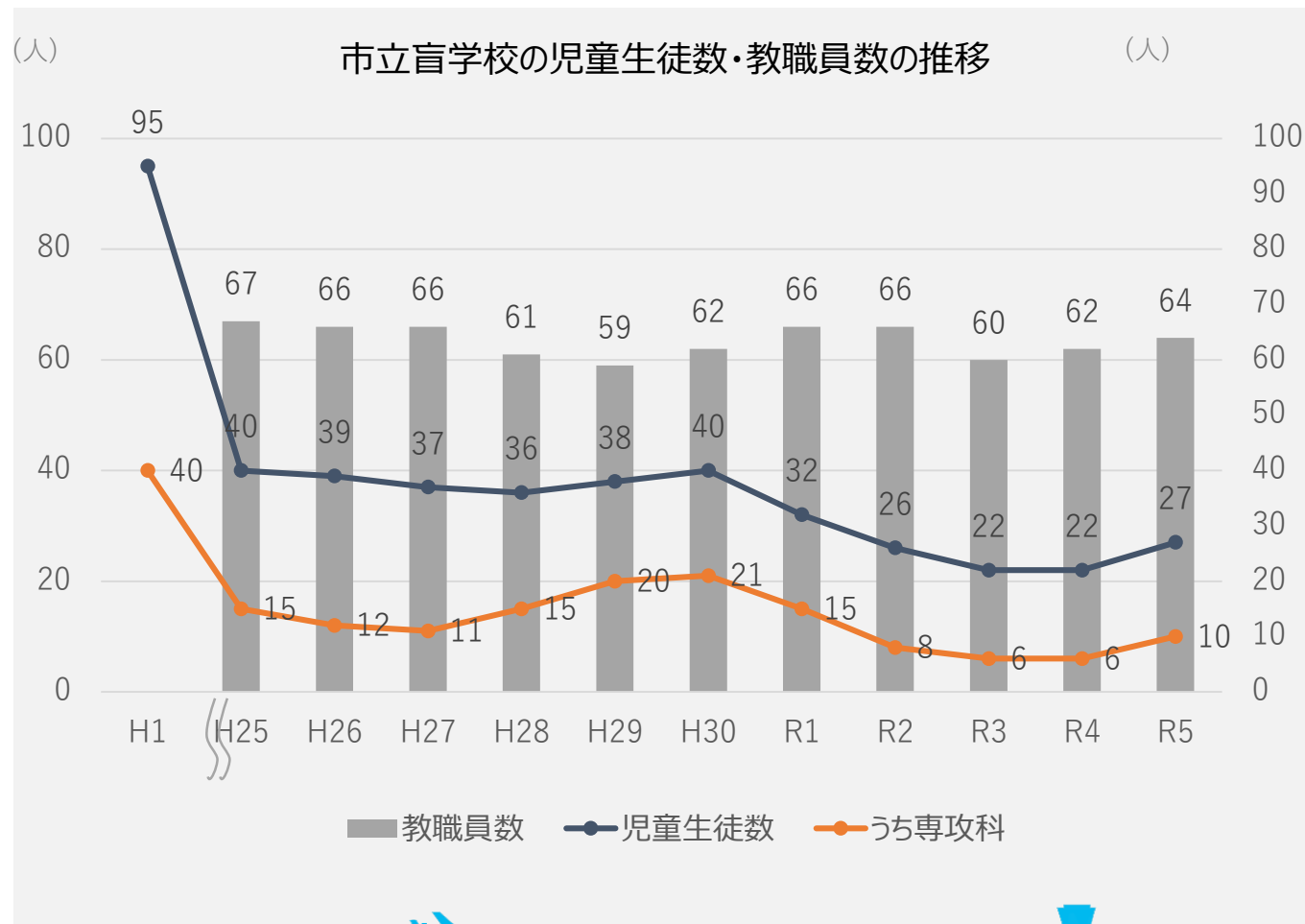


■ 在籍児童生徒数

8. 市立盲学校に通う児童生徒数の減少

現状

- 市立盲学校に通う児童生徒数が減少傾向（平成元年と令和5年の比較では、児童生徒数が1 / 4に減少）
- 高卒以上で「あん摩マッサージ指圧師」等の資格取得を目指す「専攻科」の人数も減少傾向



課題

- 児童生徒数の減少
- 建物の老朽化
(昭和63年現校舎完成、築33年)

これらの課題に対応する必要がある

9. 神戸市内の視覚障害部門のある特別支援学校

市内には視覚障害部門のある特別支援学校が2校

- 市立盲学校
- 県立視覚特別支援学校



県立視覚特別支援学校 (M38開校、S63本校舎完成)
(神戸市垂水区城が丘)
県内全域 (視/幼・小・中・高 (本科・専攻科))



市立盲学校 (S14開校、S63現校舎完成)
(神戸市中央区東川崎町)
市内全域 (視/幼・小・中・高(本科・専攻科))

<参考> 全国の視覚特別支援学校 (併置校の現状)
盲複数の障害種に対応した学校: 5校)

- 東京都立久我山青光学園 (視覚・知的)
- 神奈川県立相模原中央支援学校 (視覚・聴覚・肢体・知的)
- 富山県立富山視覚総合支援学校 (視覚・病弱 (高普))
- 山口県立下関南総合支援学校 (視覚・聴覚・肢体・知的・病弱)
- 福岡県立柳河特別支援学校 (視覚・肢体・病弱)



10. 県立特別支援学校における教育環境整備方針（抜粋）

3 障害種別ごとの本県の教育における現状と課題、取組の方向

障害種別	県立校数	在籍者数	現状	課題等	取組の方向
視覚	1校	横ばい	<ul style="list-style-type: none"> ・全県の視覚障害教育を担う（センター的機能を含む） ・広域な通学区域、寄宿舎設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・一人一人に応じた教育や地域支援のニーズにも対応できる教員の専門性の確保 ・校舎及び寄宿舎の老朽化 	<ul style="list-style-type: none"> ・短期的な見通しに加え、長期的な視点での人材育成及び人事交流 ・改修、改築を実施する際は老朽化解消の限定的対応のみならず、複数障害種別校への再編等、抜本的な対応も視野に入れて検討
聴覚	5校	減少傾向	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校の聴覚学級増加 ・全体的には減少傾向だが、重複障害のある児童生徒は増加傾向 	<p>【聴覚支援のあり方検討会議意見への対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・早期支援の充実ため、聴覚障害教育の中核となるセンター的機能の強化 ・適正な学習集団の確保 ・障害の重症・重複化、多様化に対応した指導ができる教職員の育成、研修の機会や場の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・聴覚特別支援学校の聴覚支援センター活用（一保健医療福祉と連携したのスタッフ支援体制） ・関係機関との連携を強化（外部人材） ◎むこがわ特別の整備（阪神地域の聴覚障害教育の拠点校として整備） ◎豊岡聴覚と上石特別の統合を検討（但馬地域の聴覚障害教育の拠点校として機能強化） ・短期的な見通しに加え、長期的な視点での人材育成及び人事交流
知的	22校	地域により増加	<ul style="list-style-type: none"> ・一次計画、二次計画により整備推進 ・三次計画推計では、阪神、神戸地域で大幅増加、淡路地域は減少 ・特別教室の転用や仮設校舎整備等で普通教室を確保 ・教育活動に制限が生じている学校もある 	<ul style="list-style-type: none"> ・狭域化が著しい阪神地域での整備推進 ・在籍者数増加に伴う普通教室の不足等学校狭域化への対応や教育環境の改善 ・狭域化が進む東播磨地域での整備検討 <p>・地域の実情等を踏まえた対応や検討</p> <p>・障害児入所施設再編による、在籍者数の増減等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◎むこがわ特別の整備（再掲）（芦屋特別の狭域化解消） ◎阪神北地域新設の整備（二つの里特別の狭域化解消） ◎いなみ野及び東はりまの対応の検討（地元市町と連携し、統廃合校の施設活用等を含め整備手法を検討） ◎上石特別と豊岡聴覚の統合を検討（再掲）（小～高等部までの知的障害教育の一貫した支援体制の充実、等） ・障害児入所施設併設校の対応（在籍者数の増減ある学校は、今後の動向を注視し対応を検討） ・高等特別と上野ヶ原の効果的な施設活用の検討（同一敷地内にあり、施設共用等教育充実のため効果的な活用方法を検討）
肢体	4校（知能併置）	横ばい	<ul style="list-style-type: none"> ・重複障害等、多様な教育的ニーズに対応肢不自由と知的重複障害児童生徒が教育的ニーズにより、居住地近隣の知的障害特別支援学校に在籍する例あり。 ・広域な通学区域 ・寄宿舎設置（小中高；和田山、高；播磨） 	<ul style="list-style-type: none"> ・隣接医療機関の移転により、医療との連携が困難 ・のじぎく特別わかあゆ分教室はH26～在籍者0 ・今後も見込みなし ・校舎及び寄宿舎の老朽化 	<ul style="list-style-type: none"> ○播磨特別職業科を総合ビジネス科に学科改編（R4～）済 ・理学療法士、作業療法士等、専門家との連携を強化（外部人材の活用） ・知的障害特別支援学校在籍児童生徒も含め、高度な医療的ケアの対応 ・のじぎく特別わかあゆ分教室の閉室を検討 ・対象児童生徒は、のじぎく特別本校あるいは近隣校で就学受入れ ・改修、改築を実施する際は老朽化解消の限定的対応のみならず、地域の実情等も踏まえ、複数障害種別校への再編等、抜本的な対応も視野に入れて検討
病弱	1校（院内2）	減少傾向	<ul style="list-style-type: none"> ・入院専門治療施設として、県内外からの入院患者へ教育を提供 ・本校病弱部門単一障害児児童生徒減少傾向 	<ul style="list-style-type: none"> ・県立リハビリテーション中央病院及び県立ひょうごこころの医療センターに入院する、不登校、ひきこもり、聴覚障害等、思春期の心の問題に関するニーズのある児童生徒が増加傾向、教職員の専門性確保 ・医療機関との連携等による専門性の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ○のじぎく特別に病弱部門（県立リハビリテーション中央病院内）の設置を検討（施設近隣校に病弱部門を設置することにより、専門性のある教職員を確保） ・上野ヶ原と高等特別との効果的な施設活用の検討（再掲）

視覚障害に関する記載内容

◆現状

全県の視覚障害教育を担う（センター的機能を含む）

◆課題等

一人一人に応じた教育や地域支援のニーズにも対応できる教員の専門性の確保

◆取り組みの方向

- ・短期的な見通しに加え、長期的な視点での人材育成及び人事交流
- ・改修、改築を実施する際は老朽化解消の限定対応のみならず、複数障害種別校への再編等、抜本的な対応も視野に入れて対応



11. 令和4年度 神戸市就学・教育支援委員会 意見まとめ

《視覚障害教育》

令和4年度第4回神戸市就学・教育支援委員会 資料より抜粋

1 視覚障害教育の課題・現状

- 物の空間認知・弁別ができないほどの、視力以外の「見え方」に課題がある児童が増えていると感じる。
- 視力の課題については、特別な教育、機器など専門的なサポート必要である。
- 視覚障害と他の障害・疾病を合併している方が多いが、医療的ケアや知的障害が重要であることに目が行きがちで視覚障害の評価が難しい。見えなくてどれだけ困っているかを周りが気づいていないことがあるのかもしれない。
- 近年、視覚障害者の大学進学がして増加している。視覚障害者に対する高等専門機関の門戸が開かれ、進学しやすくなっているという考察もある。



11. 令和4年度 神戸市就学・教育支援委員会 意見まとめ

令和4年度第4回神戸市就学・教育支援委員会 資料より抜粋

2 盲学校の児童生徒の減少について

- 未熟児で視覚障害は減っているが、未熟児網膜症などの重症な子供や遺伝子疾患などで視力を失う子供は少なからずいる。
- 早産児の場合、肢体の問題があるとどうしても体幹のケアがメインとなり、感覚機能のサポートが疎かになる。重度障害の子供が増えており、盲学校以外の障害種別の特別支援学校に行くケースが多いと思う。
- ICT化が進み、弱視であっても地域の学校で学習を続けていける子供もいる。



11. 令和4年度 神戸市就学・教育支援委員会 意見まとめ

令和4年度第4回神戸市就学・教育支援委員会 資料より抜粋

3 盲学校における教育の現状

- 子供の数は減っているが、幼児の歩行訓練など、視覚の特別な教育がある。教員は点字や白杖指導などの専門スキルを盲学校に着任してから得る。そのため習得まで時間がかかり、教員の質、専門性の担保が課題になる。
- 視覚に関する相談ができる場が限られている。盲学校の「ひとみ教室」がそれを担っていると思う。
- 専攻科は様々な実習があるが、少人数だと実習できないなどの課題がある。保健医療科の専門性が実際の社会のニーズ、生徒本人のニーズに合っているかも検討しなければならない。



11. 令和4年度 神戸市就学・教育支援委員会 意見まとめ

4 集団での学びの保障について

令和4年度第4回神戸市就学・教育支援委員会 資料より抜粋

- 学校教育は個の指導も大事だが、集団での指導も大事である。
- 少人数では、同じ年代の子供たちとの触れ合いを通じた社会性が学びにくいことが課題。人数が少なくても専門的な指導を受けることで専門性を担保するのか、数段での心の教育を担保するのか。
- マンツーマンになると教員が支援し過ぎてしまう場合がある。
- ある時は盲学校の専門性を、またある時はたくさんの子供のなかで社会性を身につける、両方の環境が得られるとよい。
- 肢体不自由の特別支援学校で視覚障害の教育が取り組めるとよいのではないか。
- 4障害種（知的障害、肢体不自由、視覚障害、聴覚障害）を受け入れている他都市の特別支援学校では、他の部門の子供がいる中で、視覚障害の子供たちに対する静寂さの担保が難しかったと聞いている。
- 盲学校も隣の湊小学校とある程度交流ができていると思うが、他都市の特別支援学校では、隣の高等学校と廊下で繋がっており行き来しているところもある。

11. 令和4年度 神戸市就学・教育支援委員会 意見まとめ

令和4年度第4回神戸市就学・教育支援委員会 資料より抜粋

4 今後の視覚障害教育への提案

- 集団の保障と環境整備、教員の専門性が重要
- 盲学校の保護者、本人、教員の思いや意見を踏まえていくため、話を聞く機会、時間を取ることが必要である。



12. 本日のテーマ

① 視覚障害教育課題の整理

② 令和の学校教育における「適切な学びの場」（教育課程の工夫）



神戸市就学・教育支援委員会

第2回視覚障害教育部会 資料

令和5年12月22日

神戸市教育委員会事務局
学校教育部特別支援教育課



1. 視察報告 (①視覚障害児が通う大阪府の公立小学校)

- 日 程 令和5年12月7日(木)
- 視察者 神戸市立盲学校 PTA 2名
神戸市立盲学校長
神戸市教育委員会事務局特別支援教育課 3名
- 目 的 地域の小中学校で学ぶことのメリットや課題について確認する。



入学までの準備

入学する3年前

- 大学教授（全盲）に来校いただき、点字ブロックの設置場所など安全面について助言をいただく。

入学する2年前

- 在籍園を訪問し、様子を見学。保護者面談を行い、状況確認を実施。
- 整形の技師に来校いただき、点字ブロックや手すり等の確認、助言をいただく。



入学までの準備

入学前年度の2学期

- 全盲の児童が在籍する他の地域校を視察し、教室や図書館、職員室の機材の配置、授業の様子等を確認。
- 再度在籍園を訪問し、現状の様子と、今後の連携について確認。
- 教育委員会と打ち合わせし、施設整備を要求。
- 家庭訪問を実施し、通学経路を確認。
- スクールサポーター(全盲)に来校いただき、これまでの経緯と、相談体制を確認。
- 児童本人と家族が学校行事に参加。



入学までの準備

入学前年度の3学期

学校全体

- 教職員向けに、点字研修やスクールサポーターによる校内研修を実施
- 体験入学（園との連携）
- 教職員による校内整備
- 入学準備 ◀ 新1年生全員分の点字名前シール作業、入学式前打合せ、入学式予行、動線確認、靴箱・ロッカー・フック配置等

コーディネーター

- 視覚障害児が在籍している学校を訪問し、授業や、給食の様子を見学
- 視覚特別支援学校との連携
- 児童発達支援・放課後等デイサービスとの連携
療育の様子見学、担当者からの聞き取り、点訳作業の依頼等

保護者

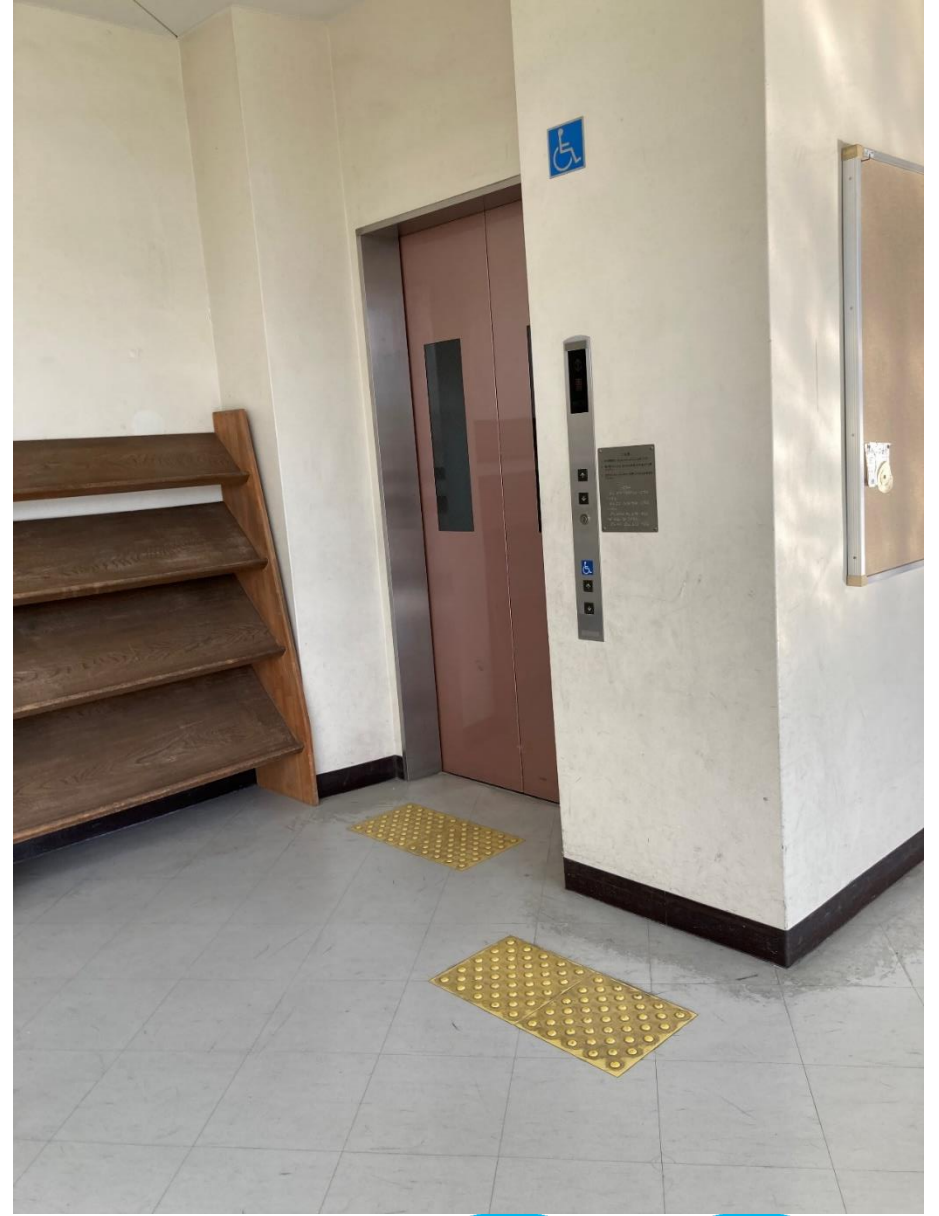
- 通学路の確認
- パーキング準備
- 本児と来校いただき、教室・靴箱・ロッカー等の確認、動線上の危険個所の確認

その他

- 点字プリンターの納品
- 簡易点字盤40個の納品
- 職員室の整備計画 ◀ 点字ソフトの導入や点字プリンターの設置



校内の環境整備



教室内の棚や荷物を置く場所

棚

- 上段：今使っている教科書
- 中段：授業で使った紙を入れる紙ファイル
- 下段：次に使う教科書

教科書・ノート置き場所

- 教科書は、棚の左から科目の順番を決め、置く場所を定めている。
- ノートは、教科書の下棚に、同じ順で、紙をファイリングして置いている。

(参考：順番)

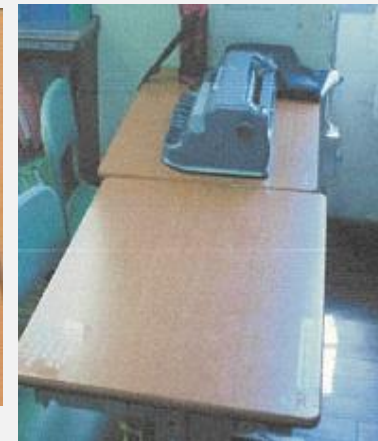
国語→漢字→算数→計算ドリル→墨字用紙ファイル→生活→音楽→図工→道徳

ランドセルの置き場所

ロッカーの一番上の端に固定したり、シールをつけて、分かりやすいようにしている。

机の配置

- 机は2つの机をつなげて使っている。
- 水筒とパーキンスは、勉強する机の、横の机に置いている。



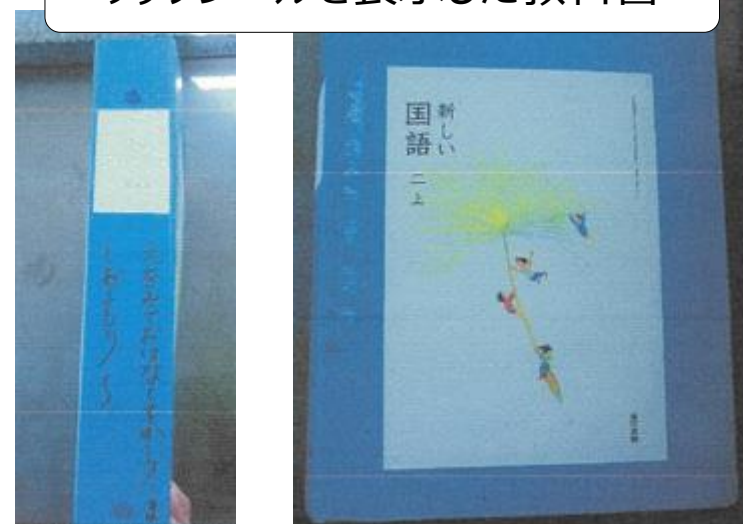
授業の工夫

- 授業内容を分かりやすくしたプリントの作成。
- 板書の読み上げ。
- 各教科書の背表紙に題名を点訳して表示。
- 表紙の横に、点訳したタックシールで表示。
- 教科書にシールなどの印を貼付して、学習する箇所を知らせている。
- 教室以外での記録はICレコーダー等に録音して教室に持ち帰る。

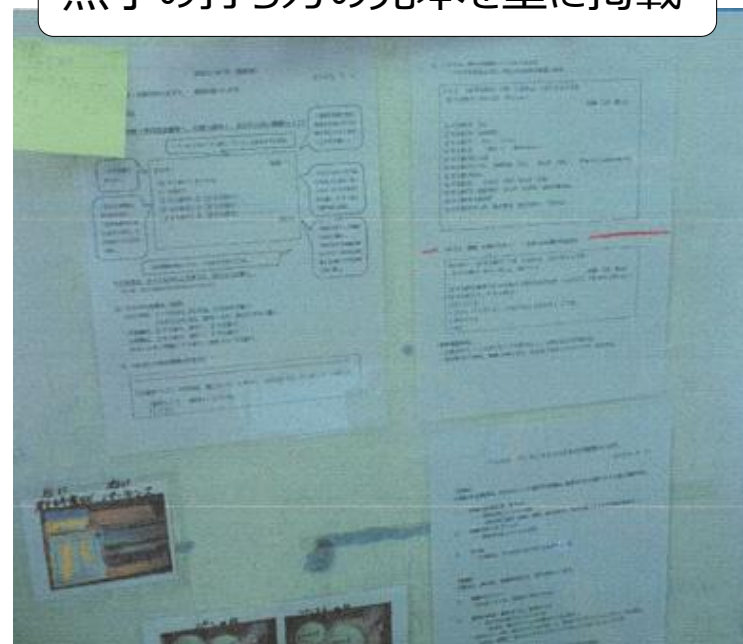
※点字の打ち方を統一するため、見本を壁に掲載。

※パーキンスの打ち方は、ノートの書き方の型を決めて、児童と職員間で共有。

タックシールを表示した教科書



点字の打ち方の見本を壁に掲載



その他の学校生活

給食

- お皿の置き場所を決めている。
- 時計の針の位置で、食べ物がある場所を知らせている。
- マスクやごみ、手拭きなどもわかる場所を決めて、毎日同じ場所に置いている。



休み時間

- 教室においてある、テルミ(触察学習絵本)や点字板を使って、友だちと見ている。
- 友だちが点字板を使って、点字を打ったものを読んだりして過ごしている。



■ 学校長より

- 「“できることは自分で取り組み、必要に応じて周囲の人に支援を求める”それが自立である」という認識を校内で共有している。
- 他校から赴任してきた教職員が増えてきたが、市全体で「ともに学ぶ教育」に対してしっかりと意識しているので、継続した支援ができる。
- 定期的に専門家に来てもらい、本児の成長に合わせた実態に即した助言をいただいている。
- 学校として、児童の点字学習や手引体験を取り入れる等、継続した取り組みを行っている。
- 特定の児童が本児のサポートをするのではなく、その時々でサポートする児童は変わっている。クラスの一人のメンバーとして過ごすことができている。



1. 視察報告（②東京都立久我山青光学園）

- 日 程 令和5年12月15日（金）
- 視察者 神戸市立盲学校 PTA 2名
神戸市立盲学校長
神戸市教育委員会事務局特別支援教育課 2名
- 目 的 知的障害との重複障害のある児童生徒に考慮した教育や環境について確認する。



東京都立久我山青光学園について

- 所在地 東京都世田谷区北烏山4-37-1
- 沿革
平成22年3月31日
東京都立久我山盲学校 閉校
東京都立青鳥特別支援学校久我山分校 閉校

平成22年4月1日
東京都立久我山青光学園 開校
- 障害種別 視覚障害部門（幼稚部・小学部・中学部）
知的障害部門（小学部・中学部）



各部門について

◀視覚障害部門▶

- 在籍数：74名（22学級） 教員数：43名
 - 学級編制：
 - 普通学級（小・中学校の教育課程に準ずる教育課程＋自立活動）… 1クラス6名
 - 重度・重複学級（知的障害を併せ有する教育課程）… 1クラス3名
- ※寄宿舍あり

学部	学級数	在籍数	教員数
幼稚部	3	8人	4人
小学部	14	41人	24人
中学部	5	25人	15人
計	22	74人	43人

各部門について

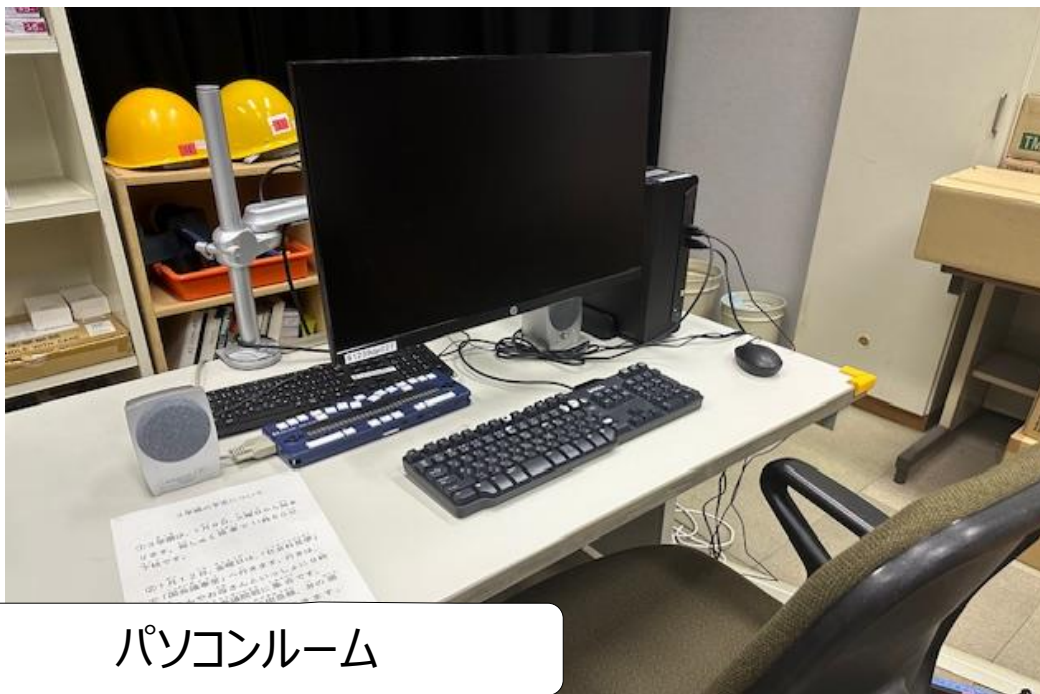
《知的障害部門》

- 在籍数：297名（58学級） 教員数：96名

		1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
小学部	学級数	8	8	7	6	5	7	40
	在籍数	38人	42人	37人	32人	22人	35人	206人
中学部	学級数	6	6	6	—	—	—	18
	在籍数	27人	32人	32人	—	—	—	91人

学校施設について

- 視覚障害部門と知的障害部門の校舎は分かれており、渡り廊下でつながっている。
- 保健室、プール、体育館は両部門で共有して使用している。



パソコンルーム

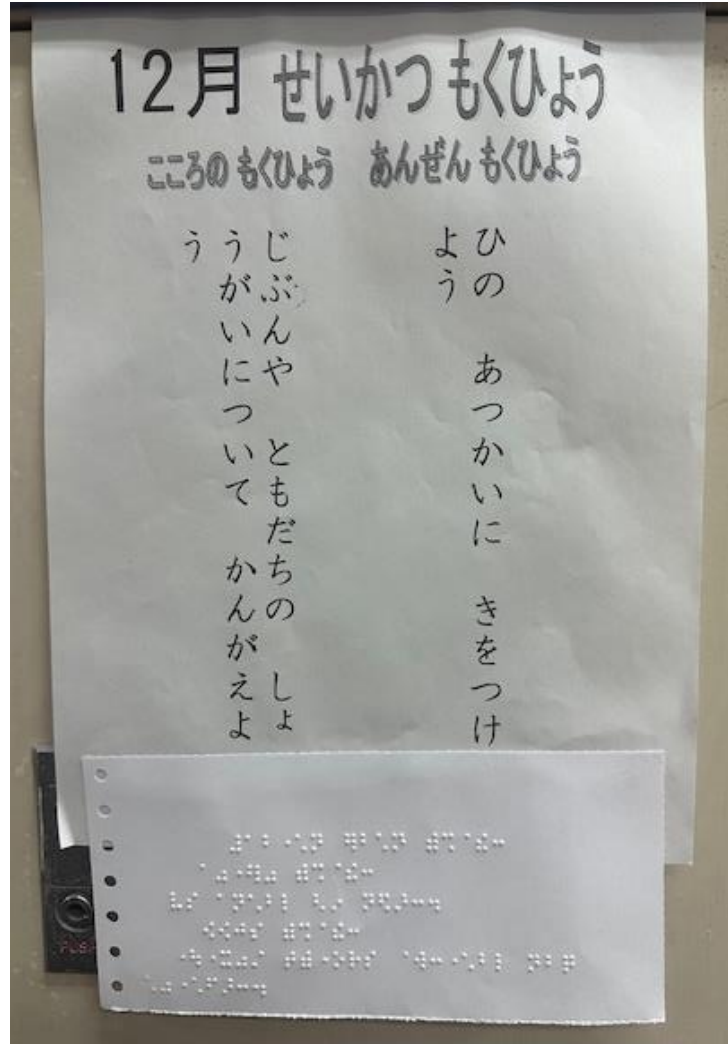
校舎をつなぐ渡り廊下



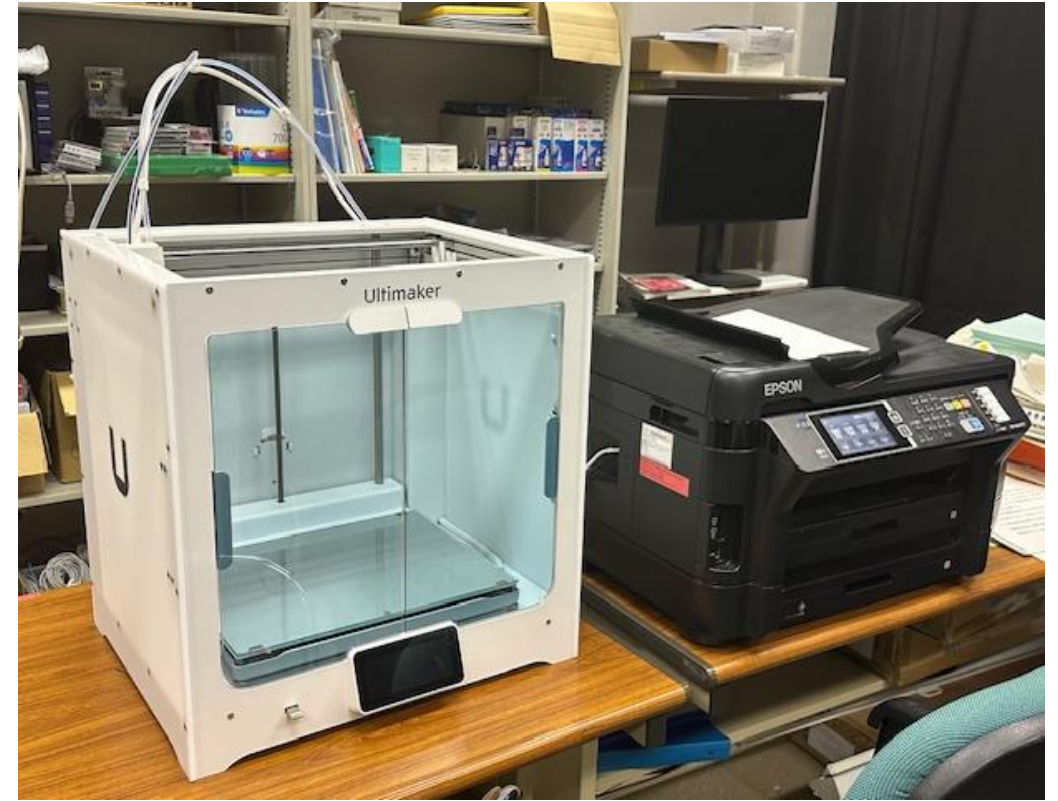
校内の設備や環境整備



手すりの点字表示



掲示物の点字表示



3Dプリンター

視覚障害部門の教室の様子



部活動

- 火曜日、金曜日の放課後に、フロアバレー、陸上競技等を実施。
- 東京都立三鷹中等教育学校と交流。
※新型コロナウイルスの影響で中断していたが、今年度より再開。
※視察日は三鷹中等教育学校の中学生 8 名、高校生 7 名とフロアバレーで交流。

進路

- 東京都内にある盲学校（高等部）
- 筑波大学附属視覚特別支援学校
- 東京都立の高等学校



視覚障害部門と知的障害部門の併置

各部門の児童生徒が一緒に行う活動

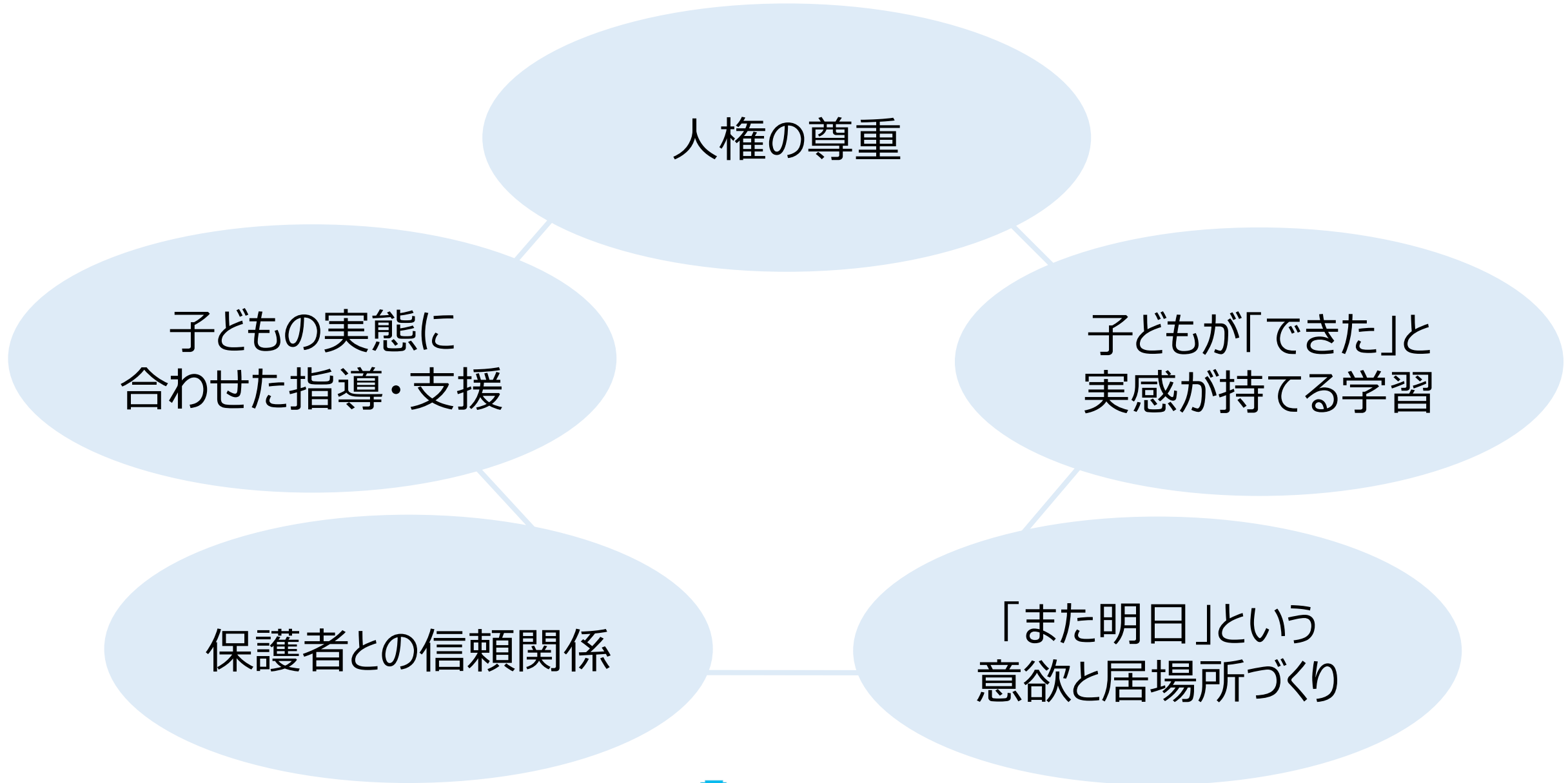
- 児童生徒数が多いため、各行事は部門ごとに行っている。
- 行事の発表の際には、それぞれの部門がお互いに見合っている。
- 作品などにおいて、部門ごとに別々に制作し、それらを合わせて1つのゴールを目指すような取り組みをしている。

各部門の教員について

- 知的障害との重複障害のある児童生徒も在籍しているため、各部門の担当教員で情報共有するなど、日頃から連携している。



■ 日頃から意識していること



2. 市立盲学校について

● 対象

神戸市に在住する幼児児童生徒

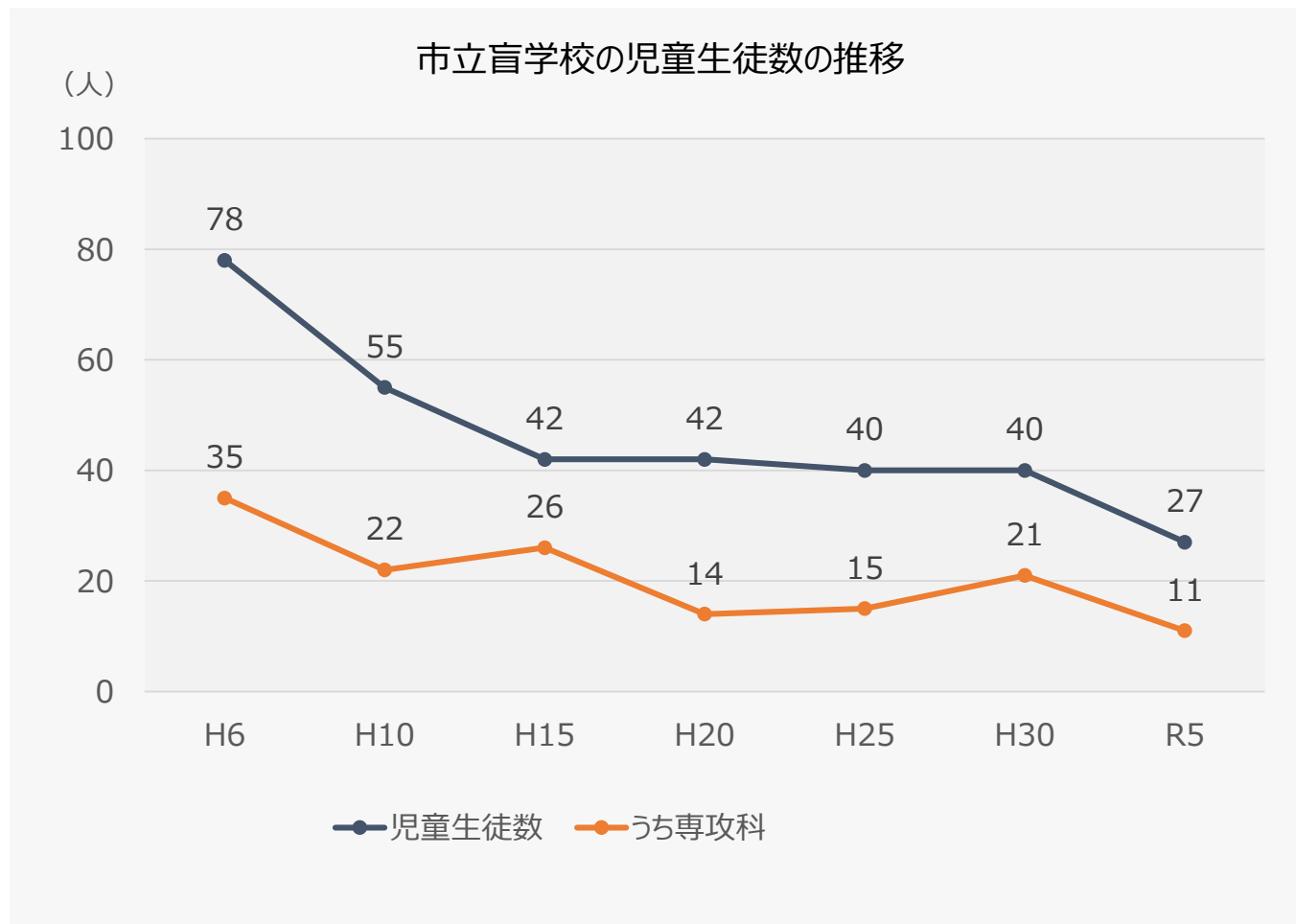
● 設置学部

幼稚部、小学部、中学部、高等部

(本科普通科・本科保健理療科・専攻科保健理療科・専攻科理療科)

● 現状と課題

- ・ 児童生徒数が減少傾向。
- ・ 建物の老朽化。(昭和63年現校舎完成、築33年)



(参考) 令和5年度市立盲学校児童生徒数内訳 (人)

幼児	小学部						中学部			高等部												合計	
										本科						専攻科							
										普通科			保健理療科			理療科			保健理療科				
1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年	1年	2年	3年	1年	2年	3年	1年	2年	3年						
1			1	2		1	2	2	1			4	1		1		4	1		5	1		27
	6						3			5			1			5			6				



■ 幼稚部・小学部・中学部・高等部（本科普通科）について

対象

- 幼稚部：3、4、5歳で視覚障害のため、特別な指導・配慮が必要な幼児
- 小学部：視覚障害のため、特別な指導や配慮が必要な学齢児童
- 中学部：視覚障害のため、特別な指導や配慮が必要な学齢生徒
- 高等部（本科普通科）：中学校卒業または見込みの者で、市立盲学校での教育を希望し、それが適切と考えられる者

教育内容

- 幼稚園・小学校・中学校及び高等学校に準ずる教育課程で学習。
- 視覚障害による学習上または生活上の困難を改善・克服するための「自立活動」の時間を設定。
- 幅広い社会性を養うため、他の幼稚園・小学校・中学校及び高等学校と交流。



■ 高等部（本科保健理療科・専攻科）について

対象

- 本科保健理療科 : 中学校卒業以上または見込みの者で、あん摩マッサージ指圧師の資格取得を希望する者
- 専攻科保健理療科 : 高等学校卒業以上または見込みの者で、あん摩マッサージ指圧師の資格取得を希望する者
- 専攻科理療科 : 高等学校卒業以上または見込みの者で、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の資格取得を希望する者

教育内容

- 国家試験をめざした専門教育を実施。

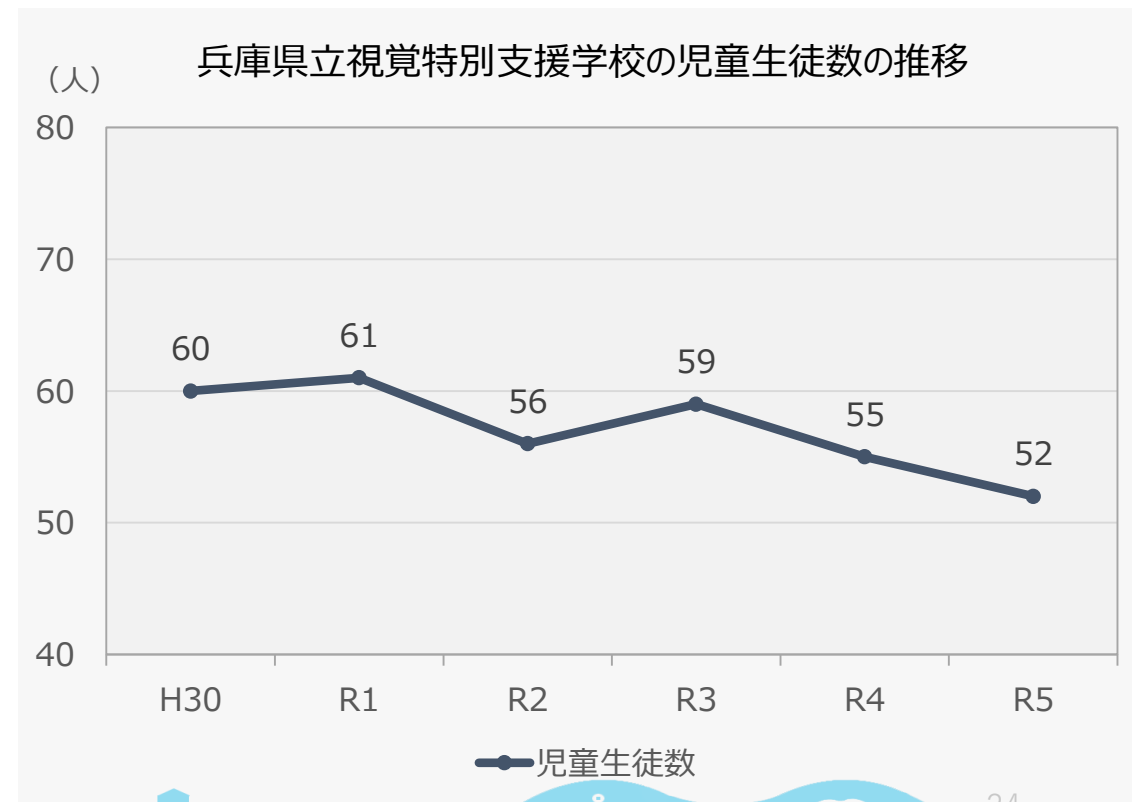


3. 兵庫県立視覚特別支援学校について

- **所在地** 兵庫県神戸市垂水区域が山4丁目2-1
- **学校概要** 全盲または弱視と視覚機能に障害のある幼児・児童・生徒を対象とした学校で、ひとりひとりの障害・能力・特性に応じた教育を行っている
- **設置学部** 幼稚部、小学部、中学部、高等部（本科普通科・本科保健理療科・専攻科保健理療科・専攻科理療科）

● 教育上の特色

- (1) 個に応じたきめ細かな学習指導
- (2) 一人一人が生き生きと輝く「生きる力」を伸ばす
- (3) 自己実現に向けたキャリア教育
- (4) 人権尊重の意識を育む人権教育
- (5) 防災安全計画に基づいた防災安全教育の推進
- (6) 交流教育・国際理解教育の推進
- (7) 寄宿舍
- (8) 視覚障害教育のセンター校



4. 県立特別支援学校における教育環境整備方針（抜粋）

3 障害種別ごとの本県の教育における現状と課題、取組の方向

障害種別	県立校数	在籍者数	現状	課題等	取組の方向
視覚	1校	横ばい	<ul style="list-style-type: none"> ・全県の視覚障害教育を担う（センター的機能を含む） ・広域な通学区域、寄宿舎設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・一人一人に応じた教育や地域支援のニーズにも対応できる教員の専門性の確保 ・校舎及び寄宿舎の老朽化 	<ul style="list-style-type: none"> ・短期的な見通しに加え、長期的な視点での人材育成及び人事交流 ・改修、改築を実施する際は老朽化解消の限定的対応のみならず、複数障害種別校への再編等、抜本的な対応も視野に入れて検討
聴覚	5校	減少傾向	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校の聴覚学級増加 ・全体的には減少傾向だが、重複障害のある児童生徒は増加傾向 	<p>【聴覚支援のあり方検討会議意見への対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・早期支援の充実ため、聴覚障害教育の中核となるセンター的機能の強化 ・適正な学習集団の確保 ・障害の重症・重複化、多様化に対応した指導ができる教職員の育成、研修の機会や場の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・聴覚特別支援学校の聴覚支援センター活用（充実） ・一保健康福祉と連携したのスタッフ支援体制 ・関係機関との連携を強化（外部人材） ◎むこがわ特別の整備 （阪神地域の聴覚障害教育の拠点校として整備） ◎豊岡聴覚と出石特別の統合を検討 （但馬地域の聴覚障害教育の拠点校として機能強化） ・短期的な見通しに加え、長期的な視点での人材育成及び人事交流
知的	22校	地域により増加	<ul style="list-style-type: none"> ・一次計画、二次計画により整備推進 ・三次計画推計では、阪神、神戸地域で大幅増加、淡路地域は減少 ・特別教室の転用や仮設校舎整備等で普通教室を確保 ・教育活動に制限が生じている学校もある 	<ul style="list-style-type: none"> ・狭域化が著しい阪神地域での整備推進 ・在籍者数増加に伴う普通教室の不足等学校狭域化への対応や教育環境の改善 ・狭域化が進む東播磨地域での整備検討 	<ul style="list-style-type: none"> ◎むこがわ特別の整備（再掲）（芦屋特別の狭域化解消） ◎阪神北地域新設の整備（二つの里特別の狭域化解消） ◎いなみ野及び東はりまの対応の検討 （地元市町と連携し、統廃合校の施設活用等を含め整備手法を検討） ◎出石特別と豊岡聴覚の統合を検討（再掲） （小～高等部までの知的障害教育の一貫した支援体制の充実、等） ・障害児入所施設併設校の対応 （在籍者数の増減ある学校は、今後の動向を注視し対応を検討） ・高等特別と上野ヶ原の効果的な施設活用の検討 （同一敷地内にあり、施設共用等教育充実のため効果的な活用方法を検討）
肢体	4校（知能併置）	横ばい	<ul style="list-style-type: none"> ・重複障害等、多様な教育的ニーズに対応肢不自由と知的の重複障害児童生徒が教育的ニーズにより、居住地近隣の知的障害特別支援学校に在籍する例あり。 ・広域な通学区域 ・寄宿舎設置 （小中高；和田山、高；播磨） 	<ul style="list-style-type: none"> ・隣接医療機関の移転により、医療との連携が困難 ・のじぎく特別わかあゆ分教室はH26～在籍者0 ・今後も見込みなし ・校舎及び寄宿舎の老朽化 	<ul style="list-style-type: none"> ○播磨特別職業科を総合ビジネス科に学科改編（R4～）済 ・理学療法士、作業療法士等、専門家との連携を強化（外部人材の活用） ・知的障害特別支援学校在籍児童生徒も含め、高度な医療的ケアの対応 ・のじぎく特別わかあゆ分教室の閉室を検討 対象児童生徒は、のじぎく特別本校あるいは近隣校で就学受入れ ・改修、改築を実施する際は老朽化解消の限定的対応のみならず、地域の実情等も踏まえ、複数障害種別校への再編等、抜本的な対応も視野に入れて検討
病弱	1校（院内2）	減少傾向	<ul style="list-style-type: none"> ・入院専門治療施設として、県内外からの入院患者へ教育を提供 ・本校病弱部門単一障害児童生徒減少傾向 	<ul style="list-style-type: none"> ・県立リハビリテーション中央病院及び県立ひょうごこころの医療センターに入院する、不登校、ひきこもり、聴覚障害等、思春期の心の問題に関するニーズのある児童生徒が増加傾向、教職員の専門性確保 ・医療機関との連携等による専門性の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ○のじぎく特別に病弱部門（県立リハビリテーション中央病院内）の設置を検討 （施設近隣校に病弱部門を設置することにより、専門性のある教職員を確保） ・上野ヶ原と高等特別との効果的な施設活用の検討（再掲）

視覚障害に関する記載内容

◆現状

全県の視覚障害教育を担う（センター的機能を含む）

◆課題等

一人一人に応じた教育や地域支援のニーズにも対応できる教員の専門性の確保

◆取り組みの方向

- ・短期的な見通しに加え、長期的な視点での人材育成及び人事交流
- ・改修、改築を実施する際は老朽化解消の限定的対応のみならず、複数障害種別校への再編等、抜本的な対応も視野に入れて検討



（参考）第1回視覚障害教育部会における主な意見

（1）視覚障害教育を取り巻く現状について

- 以前と比較しても状況は大きく変化しており、市立盲学校だけでなく、県立、国立と近隣にある盲学校の児童生徒数は大きく減ってきている。
- 市立盲学校に在籍する児童生徒は、視覚の単一障害が多いが、療育手帳を保持している児童生徒や、病弱と重複障害のある児童生徒もいる。



（参考）第1回視覚障害教育部会における主な意見

（2）視覚障害教育課題の整理について

- 子どもの数が少なくなると、同じ年代の子どもたちと交流することができない。子どもは同世代の子供と触れ合いながら学び発達していくが、その機会を持たないことが問題。
- 児童生徒や保護者が、同じ悩みや思いを共有、共感する場の確保も必要。



（参考）第1回視覚障害教育部会における主な意見

（3）令和の学校教育における「適切な学びの場」について

- 学びの場の選択において、複数の選択肢があることは大切であり、その選択肢として、地域の小中学校の特別支援学級や、あるいは特別支援学校など、できる限り様々な選択肢が用意できればよい。
- 地域の学校で学ぶには、教員の専門性の確保や環境整備だけでなく、視覚障害の子を持つ親同士のつながり等の課題もある。家族を含んだ視点で、家族単位で様々な場で支えて、育むことが大切。



神戸市就学・教育支援委員会
視覚障害教育部会 部会員名簿

(五十音順、敬称略)

[部会員]

岡崎 明美	神戸市視覚障害福祉協会副会長
鈴木 豊子	神戸市立盲学校PTA会長
高田 哲	こども家庭局部長（総合療育センター診療担当）【部会長】
中西 裕子	神戸大学医学部附属病院眼科准教授
山本 利和	大阪教育大学総合教育系特任教授

[オブザーバー]

小澤 恵	こども家庭局家庭支援課課長（母子保健担当）
川畑 義和	福祉局障害福祉課長
乗松 宏美	兵庫県教育委員会事務局特別支援教育課 主任指導主事兼教育推進班長
古本 光男	神戸市立盲学校長
山田 義明	神戸市立高羽小学校長（小学校教育実践研修特別支援教育グループ）

神戸市就学・教育支援委員会 視覚障害教育部会開催要領

(設置)

第1条 今後の視覚障害教育の方向性を考えていくため、神戸市就学・教育支援委員会開催要綱（令和4年4月1日教育長決定）第6条の規定に基づき、神戸市就学・教育支援委員会 視覚障害教育部会（以下「部会」という）を設置する。

(所掌事務)

第2条 部会は、次の各号に掲げる事項についての役割を担う。

- (1) 視覚障害教育の現状把握及び課題の抽出
- (2) 視覚障害児における適切な学びの場に関する意見の聴取
- (3) その他視覚障害教育に関すること

(部会員)

第3条 部会員は、神戸市就学・教育支援委員会の委員長が指名する委員及び次の各号に掲げる者のうちから、教育長が委嘱し、又は任命する者とする。

- (1) 医師
 - (2) 学識経験を有する者
 - (3) 障害者基本法第2条第1号に規定する障害者
 - (4) 前3号に掲げる者のほか、教育長が特に必要があると認める者
- 2 部会員は、前条の事項の役割が終了したときは、解嘱され、又は解任されるものとする。

(部会長の指名等)

第4条 教育長は、部会員の中から部会長を指名する。

- 2 部会長は、会議の進行をつかさどる。
- 3 部会長は、神戸市就学・教育支援委員会に対し、部会で聴取した意見等を報告する。

(守秘義務及び個人情報保護義務)

第5条 部会員は、職務上知り得た秘密を漏らし、又は職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、若しくは不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(協力の要請)

第6条 部会は、運営上必要があると認めるときは、関係者・関係機関に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

(部会の公開)

第7条 部会は、これを公開とする。ただし次のいずれかに該当する場合で、教育長が公開しないと決めたときは、この限りではない。

- (1) 神戸市情報公開条例(平成13年神戸市条例第29号)第10条各号に該当すると認められる情報について助言・意見交換を行う場合
- (2) 部会を公開することにより公正かつ円滑な部会の進行が損なわれると認められる場合

2 部会の傍聴については、神戸市有識者会議傍聴要綱(平成25年3月27日市長決定)を適用する。

(事務)

第8条 部会の事務は、教育委員会事務局において処理する。

(雑則)

第9条 この要領に定めるもののほか、部会の運営等に関し必要な事項は、教育委員会事務局学校教育部特別支援教育課長が定める。

(施工期日)

- 1 この要領は、令和5年10月1日から施行する。
- 2 この要領は、令和6年3月31日付限り、その効力を失う。